

官報 号外

昭和五十三年一月三十一日

○ 第八十四回 参議院會議録第六号

昭和五十三年一月三十一日(火曜日)

午後四時五十三分開議

○ 議事日程 第六号

昭和五十三年一月三十一日

午後三時開議

第一 昭和五十二年度分の地方交付税の総額の
特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送
付)

第二 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法
案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の會議に付した案件

一、請暇の件
一、昭和五十二年度一般会計補正予算(第2号)
一、昭和五十二年度特別会計補正予算(特第2号)

一、昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機
第2号)
以下 議事日程のとおり

○ 議長(安井謙吉) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。
柿沢弘治君から、海外旅行のため明二月一日か
ら十日間請暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。よつ

昭和五十三年一月三十一日 参議院會議録第六号

て、許可することに決しました。

○ 議長(安井謙吉) この際、日程に追加して、

昭和五十二年度一般会計補正予算(第2号)

昭和五十二年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)
以上三案を一括して議題とすることに御異議ござ
いせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。
まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長鍋
島直紹君。

審査報告書

昭和五十二年度一般会計補正予算(第2号)

昭和五十二年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年一月三十一日
参議院議長 安井 謙吉
予算委員長 鍋島 直紹

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和五十二年度一般会計補正予算(第2号)

請暇の件 議事日程追加の件 昭和五十二年度一般会計補正予算(第2号)外二件

は、歳出において、(1)景気の着実な回復等を図

るための公共事業等の追加、(2)中小企業特別対
策費の追加、(3)国債整理基金特別会計への繰入
れの増加、(4)「決算調整資金に関する法律」(仮
称)に基づく決算調整資金への繰入れの合計五
千八百六十八億一千三百九十七万七千五百六十
円、他方、既定経費の節減二百四十五億六千
五百七十三万八千円を行うこととしている。歳
入においては最近までの収入実績等を勘案し、
租税及び印紙収入八千六百四十億円の増収を見込
むとともに雑収入二十二億四千八百六十六万九千
円の増収を見込んでゐる。また歳出の追加、租税
収入等の減少等に伴う財源不足額一兆三千六百
六十億円については財政法第四十一条第一項ただし
書の規定に基づき、三千四百七十億円の公債を
追加発行するほか、「昭和五十二年度の公債の
発行の特例に関する法律」に基づき一兆百九十
億円の公債を追加発行することによりまかなう
こととしている。

この結果、昭和五十二年度一般会計予算の総
額は、歳入歳出とも、それぞれ五千六百二十二
億四千八百六十六万九千円を増額し、二十九兆三
千四百六十六億一千五百四十四万四千円となる。
昭和五十二年度特別会計補正予算(特第2号)
は、一般会計予算補正等に關連して、国債整理
基金特別会計は十一特別会計についてそれぞれ
所要の補正を行うものである。

昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第
2号)は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社
について、工事費の追加等に伴い、それぞれ所
要の補正を行うものである。

右の措置は、第一次補正予算作成後の事由に
基づき特に緊要となつたものについての予算措
置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和五十二年度一般会計補正予算(第2号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年度特別会計補正予算(特第2号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年一月二十八日
参議院議長 安井 謙吉
衆議院議長 保利 茂

昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第
2号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年一月二十八日
参議院議長 安井 謙吉
衆議院議長 保利 茂

昭和五十三年一月二十八日

参議院議長 安井 謙吉

昭和五十二年度特別会計補正予算(特第2号)

右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年一月二十八日

参議院議長 安井 謙吉

昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第
2号)

右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年一月二十八日

参議院議長 安井 謙吉

〔鍋島直紹君登壇、拍手〕

○鍋島直紹君 ただいま議題となりました昭和五
十二年度補正(第2号、特第2号及び機第2号)、
以上三案につきまして、委員会における審査の経
過並びに結果を御報告いたします。
今回の補正予算は、第八十二回会における公共
事業等の追加補正後の経済情勢にかんがみ、景気
の着実な回復を図るため、五十三年度予算とあ
わせて十五カ月予算の構想に基づき、景気対策の切
れ目のない執行を図ることを主眼としたものであ
ります。

また、景気の停滞等により租税、印紙収入が大
幅に減少する見込みとなつたことによる補てん措
置、決算調整資金制度創設に係る同資金への繰り
入れ等を行つております。

歳出につきましては、公共事業費の追加三千六
百六十四億円、決算調整資金への繰り入れ二千億
円、中小企業特別対策費百二十五億円等で、歳出
追加の総額は五千八百六十八億円となっております。

歳入につきましては、景気の停滞等に伴い、租税、印紙収入で八千六十億円の減収を見込むとともに、雑収入で二十二億円の増収を見込んでおります。

以上の歳入歳出補正に伴う財源不足額一兆三千六百六十億円につきましては、建設公債三千四百七十億円、特例公債一兆百九十億円の追加発行を行うこととしております。

以上により、昭和五十二年度一般会計第二次補正後の予算の総額は、歳入歳出ともに二十九兆三千四百六十六億円となります。

また、一般会計予算の補正に関連して、国立学校特別会計等十二特別会計の補正が行われたのは、か、政府関係機関予算につきましても、日本国有鉄道及び日本電信電話公社等について工事費の追加等を行うため、所要の補正を行うことにいたしております。

本補正三案は、一月十七日国会に提出され、二十六日に村山大藏大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、今月三十、三十一日の両日にわたり、福田総理大臣並びに関係各大臣に對し、国政全般にわたり質疑が行われましたが、その主なる要旨を御報告申し上げます。

まず、経済問題に関し、「実質経済成長率七％と国際収支黒字六十億ドルを二本の主要な柱とする五十三年度政府経済見通しの達成はむずかしいのではないか。その実行を再確認できるか。また、その実現のために公共投資予算を三四・五％も拡大しているが、予算の消化は困難なのではないか。さらに、公共事業執行の七ないし八割を引き受ける地方自治体の財源対策が不十分なのではないか」等の質疑がありました。

これに対し、福田内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「五十三年度の日本経済は、国内需要の拡大による不均衡是正と、それをてこととする国際収

成し、景気回復策の切れ目のない実行を政府はとる決意である。その際、波及効果の大きい公共事業予算を大幅に伸ばしたが、何よりも大切なことは予算の着実な執行である。そのため、政府は、

公共事業推進本部を設け、さらに、地方自治体や建設関係者等を中心に、地方に協議会を設置する等、政府、民間一体となつて予算消化に全力投球する体制をとつておる。また、公共事業の用地に

ついても昭和五十三年度分はおおむね手当て済みであり、大型公共事業予算の編成に伴い、セメント等はこれまでの不況カルテルを解除し、資材

調達の面で、配慮しており、予算の執行段階でその効果が減殺されることはないと思う。さらに、地方自治体の財源対策は、補正予算で法人税、所得税などが減少するにもかかわらず、交付税の減額は行わないこととしたほか、五十三年度も相当な財源措置を講ずることになっている。また、地方

政政府は、以上のように諸般の措置をとっているの

で、必ずや民間の経済活動の盛り上がり呼び起
こし、来年度七〇程度の経済成長の達成は可能で
ある旨の答弁がありました。

次に、補正予算に関し、「五十二年年度第二次補正予算について、政府は十五カ月予算などと説明しているが、公共事業費の追加は三千六百六十四億圓にすぎず、税収の落ち込みによる歳入減八千六百億圓と、その穴埋め等のための特例公債の追加発行一兆百九十億圓を行っており、結局、本補正は政府の税収の見込み違いを補てんするためのものではないか。また、決算調整資金制度を創設し、この補正予算で二千億圓の繰り入れを行うこと

これに対し、村山大蔵大臣並びに政府委員より、「租税、印紙収入見込み額を減額補正したの
り、第二次補正後の経済情勢の悪化に伴い、九月
期決算法人の増益鈍化見込みが減益決算となつた

こと、冬のボーナスや障外手当等の臨時所得のこと、支給が予想より低かったこと、さらに、一月期決算法人は中小法人が多く、大きな税収の伸びは期待できないこと等によるもので、真にやむを得な

度主義の原則を遵守するためにこそ必要で、財政法の趣旨にとるとは考えられない。本来、歳入

不足が生ずる場合は補正予算ないし歳出削減等によつて処理すべきであるが、最近の経済動向は予測が非常にむづかしい、年度末または年度経過後に歳入不足を生じかねない状況で、こうした場合には補正措置も歳出削減も事実上不可能で、結局亦は予算に迫り込まれることになるが、そうした事

の措置で、他意はない。なお、低成長時代を迎えたわが国の租税収入は、これまでと異なり、大変不安定になることが予想されるので、決算調整資金制度は恒久的なものとするのが妥当だと思ふ旨の答弁がありました。

最後に、外交問題に關し、一日中國交回復以來五年を経過し、その間、貿易や実務協定は順調に推移しており、日中平和友好条約締結の機は熟し

たと判断されるし、条約締結は両国国民の悲願でもある。政府の日中平和友好条約交渉開始の目途と締結の段取りはどうか」との質疑があり、これに対し、福田内閣総理大臣並びに園田外務大臣より、「日中平和条約は、双方が満足できる条件で見出し、できるだけ早く締結をしたいと考えている。交渉再開の環境は整いつつあるが、条約締結の段取りをどうするか、目下慎重に考慮中である。しかし、その内容を述べることは、かえつて

ましたか。その詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて、本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野田委員

が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して戸塚委員が賛成、日本共産党を代表して渡辺委員が反対、公明党を代表して太田委員が賛成、民社党を代表して栗林委員が賛成、新自由クラブを代表

して、柿浦委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。

正予算案は、いすれも多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) 三案に対し、討論の通告があります。発言を許します。竹田四郎君。

〔竹田四郎君登壇、拍手〕

だいま議題となっております昭和五十二年第二
次補正予算三案に対し、反対の討論を行います
福田総理は、去年の施政方針演説において、資
源有限時代の到来を明らかにうたい、大量消費社
会への警鐘をあえて国民に向かつて打ち鳴らされ

ました。また、所得減税論議において、事を消費を刺激するような政策は私としては断じてとりたくない」とまで極言をされました。さらには、一國

の財政が三〇％も国債に依存しては不健全であり、社会経済の崩壊につながるとして、政府のとり得る経済政策の幅について、いわゆるナロー・パスを強調されたことは、私たちの耳に残っているところであります。

それが、ことしになってどうでしょう。いまさら私がここで云々する必要もないほど、同一人のなせるわざとは考えられないほどのさま変わりであり、悪名を残している高度成長パターンへの逆

行的な方向転換であります。臨時異例の措置というような役人的言辭では国民を納得させることはできないばかりか、社会のひずみを一層拡大させることは歴然たるものであります。

しかるに、総理は、ことしの施政方針において、その理由を、世界経済の情勢、円高に責任を転嫁するだけで、政府の昨年来とってきた経済政策の失敗を反省する態度は見られないのであります。

日本経済は、石油ショックの痛手いまだいえず、三年余にわたる戦後最長の不況に陥り、いまもって回復の展望を見出し得ません。大部分の国民は、その生活全般にわたって灰色の展望しか持ち得ない絶望的な毎日であります。大型公共投資と輸出依存という逆方向の景気浮揚策は、諸外国との間にいたずらに経済摩擦を引き起こし、円高となつてはね返り、国内産業は不況、倒産、雇用不安の混沌に陥れられているのが今日の状況であります。

いま緊急なことは、従来どおりの公共事業一辺倒、大企業向けの大規模プロジェクト促進のやり方ではなくて、減税、社会福祉、都市再開発、地方財政の基盤強化等、国民生活優先型の景気刺激策を総合的に展開する中で、国民の経済活動を活発ならしめ、雇用を促進し、国民を安心させることである。福田首相は公共投資の景気上昇効果が高いと思ひ込んでおられるが、今日の経済体質から、これを否定する学者も多くなつております。福田首相は、この一年全く逆のことをやってきましたとしか評価できません。

反対の理由の第二は、本補正予算の主目的が景気回復のための公共事業費等の追加にあるのではなくて、政府の税収の見込み違い、しかも八千億を上回るという莫大な額の補てんのための措置をとらざるを得なかったことにあるという点であります。

私たちは、すでに政府が昨年の秋、第一次補正予算を提出された国会において、景気のこのよう

な低迷状況から見て、今年度の税収は大丈夫か、歳入予算に計上されている額は果たして取納し得るのかと、再三再四確かめたのでありますが、福田総理は、その際、六・七％の経済成長とともに、租税収入についても自信のほどを示されたのであります。また、第一次補正予算では、特例公債の発行額をわざわざ千二百二十億円の減額される措置もとられました。今回はその十倍以上に上る一兆九千九百億円の増発であり、たった三カ月間に一兆三千億円の増加とは、はなはだ無計画、無定見、無責任と言ふはかばかありません。当然に、責任をとって政権の座を交代すべきであると考えます。

いま、私たちは、大蔵省が発表されている毎月の租税及び印紙収入額調べを見てみると、昨年六、七月ごろから収入歩合に変動があらわれ、その低下傾向がうかがえるわけでありまして。いかに円高異変があったとはいえ、わずか二カ月間で八千億という巨額の見込み違いを行うとは、世にいう大蔵官僚の権威も地に落ちたものと言わざるを得ません。すでに三十兆という国債に抱えられた日本財政においては、的確な税収見通しの上に立つて、適時適切な措置をとっていかなければインフレを招きかねない状況であります。しかるにかかわらず、このような財政当局のていつらくでは、果たして国民の信頼を勝ち得るでありましようか。

反対の第三理由は、決算調整資金制度の創設についてであります。

かねがね、大蔵当局は、日本の現行財政法の欠陥あるいは不備の一つとして、決算上歳入が歳出に不足した場合に対応する規定のないことを本委員会においても再々述べられました。しかるに、いま、現行財政法の改正という形ではなく、また、財政法との関係も不明確なまま、ここに決算調整資金に関する法律という別個の法律をつくつて、この問題を糊塗されようとしています。

申すまでもなく、現行財政法は、新憲法で明示

された財政民主主義、あの戦時財政の破綻に対する厳しい反省から生まれた健全財政主義という二本の柱によって貫かれたのが財政の基本法であります。その精神は今日も守られなければならないと思います。施行後三十年間、その歩みをながめてみても、昭和三十年代は明らかに財政法は生きておりました。それが、五十年代の今日には、その存在すら忘れられようとしております。政府は、財政法をすたすたに切り裂き、その場しのぎの特例法を連発し、財政を国民の日や国会の審議から遠ざけ、政府官僚の恣意のままに財政運営を行おうとしています。現に、財政法第四條では否定されている特例公債が横行しているではありませんか。年度内の歳入歳出の増減は補正予算によるべきであることは憲法上からも明らかであり、国会の議決によらずして財政を執行することは決して許されることではありません。これは財政民主主義に対する重大な挑戦行為であります。いまこそ財政法そのものを国会の審議の場に上げ、改正を行うべき点がありましたならば、改正の上対処すべきであります。しかし、社会、経済、財政の発展に伴い、そぐわないものがあるならば、それを国民の前に明らかにすべきであつて、今回のような小細工を弄するべきではありません。しかも、政府は、このような重大な問題を含む制度の創設について、差し迫つたこの時点において提出するなどのことはやめるべきであります。しかし、政府は、いまだ困る、財政法違反になる、まさに脅迫的な態度でこの制度を成立させようとしていることは許さるべきことではありません。

最後に、この補正予算によって、さらに一兆九百九十億にも上る大量の赤字公債が追加発行されることとなり、昭和五十二年で総額九兆九千八百五十億円の発行、国債依存率は、はるかに三〇％を突破し、特例国債の構成比も五〇％近くになってしまいました。

昭和五十二年第二次補正予算は、つまるところ、経済危機を打開して不況とインフレから抜け

出すどころか、混沌を一層深め、財政破綻への道を突き進む性格を持つていふと言わざるを得ないのであります。

以上を指摘いたしましたので、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙吉) これにて討論は終局いたしました。

これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よつて、三案は可決されました。(拍手)

○議長(安井謙吉) 日程第一 昭和五十二年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金井元彦君。

審査報告書

昭和五十二年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年一月三十日

地方行政委員長 金井 元彦

参議院議長 安井 謙吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、昭和五十二年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定等について特例措置を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

昭和五十三年一月三十一日 参議院會議録第六号

昭和五十二年度分の地方交付税の特例等に関する法律案 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案

一三四

一、費用

昭和五十二年度の地方交付税の総額は、第一次補正後予算に計上された総額とされるため、交付税及び譲与税配付金特別会計の地方交付税に係る歳入歳出には変動はない。

昭和五十二年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年一月二十八日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

昭和五十二年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

昭和五十二年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

(地方交付税の総額の特例)

第一条 昭和五十二年度分として交付すべき地方交付税の総額に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六条第二項の規定による額の算定については、昭和五十二年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計補正予算(第一号)による補正後の一般会計予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額(以下「所得税、法人税及び酒税の昭和五十二年度補正後収入見込額」という。)とする。

2 昭和五十三年度以降の各年度分として交付すべき地方交付税の総額に係る地方交付税法第六条第二項の規定による額の算定については、昭和五十二年度における地方交付税は、所得税、法人税及び酒税の昭和五十二年度補正後収入見込額のそれぞれ百分の三十二に相当する金額の合算額とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ

(特例)

第二条 昭和五十二年度分の交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三号)第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定については、昭和五十二年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、所得税、法人税及び酒税の昭和五十二年度補正後収入見込額とする。

2 昭和五十三年度以降の各年度分の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定については、昭和五十二年度における地方交付税に相当する金額は、所得税、法人税及び酒税の昭和五十二年度補正後収入見込額のそれぞれ百分の三十二に相当する金額の合算額とする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

(金井元彦君登壇、拍手)

○金井元彦君 ただいま議題となりました昭和五十二年度分の地方交付税の特例等に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、今回の補正予算において国税三税の収入見込み額の合算額が八千三百七十億円減収になることに伴う地方交付税の落ち込み二千六百七十八億四千万円について、現下の地方財政の状況にかんがみ、これを減額しない措置を講じようとするものであります。

すなわち、昭和五十二年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設けることにより、第一次補正後予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、後年度において、昭和五十二年度分の地方交付税については、国税三税の収入決算額の増減による精算は、これを行わないものとして

おります。

委員会におきましては、昭和五十三年度地方財政対策に関連する大蔵・自治両大臣間の覚書及び覚書についての大蔵・自治両省の統一見解の意義等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることを御了承願います。

質疑を終わりましたところ、日本社会党を代表して佐藤委員より反対、日本共産党を代表して神谷委員より賛成の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。(拍手)

(日程第二 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長楠正俊君。

審査報告書

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年一月三十日

商工委員長 楠 正俊

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における円相場の高騰により事業活動に支障を生じている中小企業者に対し、経営の安定を図るための金融・税制上の特別措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用は要しない。

附帯決議

政府は、円相場高騰により深刻な影響を受けている輸出関連中小企業者の現況にかんがみ、これらに対する振興助成施策の一層の拡充、推進に努めるとともに、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、都道府県知事の認定の対象となる業種の指定にあつては、円相場の高騰による影響について弾力的に考慮するとともに、中小企業者の認定は実情に即して迅速に行うこと。

二、認定中小企業者に対する信用保証協会の保証並びに金融機関の融資にあつては、本制度の趣旨が十分生かされるよう関係機関を指導すること。

三、中小企業者交替緊急融資等の貸出金利の引き下げ、償還期間の延長について今後とも検討を加えるとともに、担保の徴求については制度の趣旨に即して弾力的運用を徹底するよう関係金融機関を指導すること。

四、円相場の高騰の影響の大きい輸出産地の振興対策に遺憾なきを期するとともに、認定中小企業者等の従業員の雇用の安定のための諸施策の確立に努めること。

右決議する。

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年一月二十八日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、最近における本邦通貨の外国為替相場の高騰により事業活動に支障を生じている中小企業者に対し、経営の安定を図るための措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合又は協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて、政令で定めるもの

(認定)

第三条 中小企業者は、次の各号の一に該当することについてその住所を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

一 その業種に属する事業の事業活動が全国的に輸出取引に密接な関連を有すると認められる業種であつて、円相場の高騰(本邦通貨の外国為替相場が昭和五十二年六月以降における急速かつ大幅な上昇を経て高い水準で推移していること)をいう。以下同じ。)により、当該事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、当該事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められる業種として通商産業大臣及び当該事業を所管する大臣(以下「主務大臣」と総称する。)が指定するものに属する事業を行い、かつ、主務省令で定める基準に該当する中小企業者であること。

二 前号の規定により主務大臣が指定する業種以外の業種であつて次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行い、かつ、主務省令で定める基準に該当する中小企業者であること。

イ その業種に属する事業の事業活動の一部が特定の地域に集中して行われており、かつ、その地域内における当該事業の事業活動が輸出取引に密接な関連を有すると認められること。

ロ 円相場の高騰により、その地域内においてその業種に属する事業を行う事業者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用し

た物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その地域内において当該事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められること。

三 前二号の規定により主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行う中小企業者であつて、円相場の高騰により、その事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、若しくは減少する見通しがあり、又はその事業につきこれらに準ずる事態として政令で定める事態が生じたため、その事業活動に支障を生じていると認められ、かつ、主務省令で定める基準に該当するものであること。

2 主務大臣は、前項第二号の規定による指定をしようとするときは、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

(資金の貸付けの利率)

第四条 国民金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び商工組合中央金庫は、前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)がその経営の安定を図るのに必要な資金又は第二条第六号に掲げる者(認定中小企業者であるもの又はその構成員たる三分の二以上が認定中小企業者であるものに限る。以下「認定組合等」という。)がその構成員たる認定中小企業者に対してその経営の安定を図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年六・五パーセント以内で政令で定める利率により貸し付けるものとする。

2 国民金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、認定中小企業者が中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第八十四号)第三条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行う場合において、事業の転換のために必要な施設の設置に必要な資金を

認定中小企業者に対して政令で定める日までに貸し付けるときは、年六・五パーセント以内で政令で定める利率により貸し付けるものとする。

3 円相場の高騰により事業活動に支障を生じていると認められる中小企業者が昭和五十二年十月一日から第一項の政令で定める日までの間に同項に規定する機関から同項に規定する資金の貸付けを受け、又は円相場の高騰により事業活動に支障を生じていると認められる中小企業者であつて前項に規定する計画に従つて事業の転換を行うものが昭和五十三年一月十七日から同項の政令で定める日までの間に同項に規定する機関から同項に規定する資金の貸付けを受けた場合において、その中小企業者が前条第一項の認定を受けたときは、その貸付けを第一項又は前項の規定による貸付けとみなして、その貸付けの日から第一項又は前項の政令で定める利率を適用するものとする。

(中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長)

第五条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第五十五号)第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、この法律の施行の日前にその貸付けを受けた中小企業者が第三条第一項の認定を受けた場合における当該中小企業者に対するもの(同法第三条第一項第二号の貸付金等)から同日前にその事業の用に供する設備の譲渡し又は貸付けを受けた中小企業者が第三条第一項の認定を受けた場合における当該設備の譲渡し又は貸付けに充てられた貸付金等(以下「貸付金等」という。)については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年を超えない範囲において延長することができる。

(中小企業信用保険法による円相場高騰関連保証の特例)

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律

第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、円相場高騰関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業者がその経営の安定を図るのに必要な資金又は認定組合等がその構成員たる認定中小企業者に対してその経営の安定を図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な資金に係るもので政令で定める日までに受けたものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第六条第一項に規定する円相場高騰関連保証（以下「円相場高騰関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「円相場高騰関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは、「円相場高騰関連保証及びその他の保証

ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「円相場高騰関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」と、同法第三条の第三項中「保険価額の合計額が」とあるのは「円相場高騰関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「円相場高騰関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「円相場高騰関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」とする。

普通保険の保険関係であつて、田相場高騰關連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険及び公害防止保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

普通保険、無担保保險又は特別小口保險の保險關係であつて、円相場高騰關連保証に係るものについての保險料の額は、中小企業信用保險法第四条の規定にかかわらず、保險金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

円相場の高騰により事業活動に支障を生じていると認められる中小企業者が昭和五十三年一月十七日から第一項の政令で定める日までの間

に、その経営の安定を図るのに必要な資金につき中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた場合において、その中小企業者が第三条第一項の認定を受けたときは、その債務の保証を円相場高騰円連保証とみなして、前三項の規定を適用する。

（課税の特例）

第七條 認定中小企業者について純損失又は欠損金を生じた場合は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、所得税又は法人税の還付について特別の措置を講ずる。

前項に規定する所得税又は法人税の還付についての特別の措置の適用を受ける認定中小企業者については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）で定めるところにより、道府県民税、事業税及び市町村民税に係る純損失又は欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

（雇用の安定等）

第八条 国は、円相場の高騰により事業活動の縮小等を余儀なくされた中小企業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

国及び都道府県は、円相場の高騰により事業活動の縮小等を余儀なくされた中小企業者に雇
用されていた労働者について、職業訓練の実

施、就職のあつせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（円相場の高騰の影響の大きい地域についての配慮）

第九條 国及び都道府県は、中小企業に関する施策の実施に際しては、円相場の高騰によりその地域内における相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じているため経済活動が衰退している地域における中小企業の経営の安定に特に配慮するものとする。

(事務の委任)

第十條 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

(主務省令)

第十一条 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附則

〔施行期日〕

この法律は、公布の日から施行する。
(この法律の失効)

この法律は、昭和五十五年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに成立している第六条の規定による保険関係については、なお従前の例による。

(中小企業庁設置法の一部改正)

3 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十

三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の五の次に次の一号を加える。

七の六 円相場高騰関連中小企業対策臨時措

置法(昭和五十三年法律第 号)の施行

に関する事。

第四条第三項中「及び第七号の五」を「第七号の五及び第七号の六」に改める。

〔楠正俊君登壇、拍手〕

○楠正俊君 ただいま議題となりました円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における円相場的大幅な上昇により事業活動に著しい支障を生じつつある中小企業者に対し、経営の安定を図るために必要な資金の低利融資、償還期間の延長など、金融上の助成措置及び税制上の特別措置などを講じようとするものであります。

委員会におきましては、当面の円高対策として

の本制度の役割りなどについて熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、対馬理事より、対象業種の指定に当たつての弾力的運用など四項目にわたる各会派共同提案に係る附帯決議案が提案され、全会一致をもって、これを本委員会の決議とするにとり決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 安井 謙君

副議長 加瀬 完君

議員

向井 長年君	新谷寅三郎君	小澤 太郎君	林田悠紀夫君
中尾 辰義君	田淵 哲也君	源田 実君	二木 謙君
小平 芳平君	多田 省吾君	鍋島 直昭君	郡 祐一君
志村 愛子君	二宮 文造君	八木 一郎君	塚田十一郎君
藤井 恒男君	中村 祐二君	長田 裕二君	木村 睦男君
渋谷 邦彦君	柏原 ヤス君	梶木 又三君	土屋 義彦君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君	金井 元彦君	片山 正英君
原 文兵衛君	松垣徳太郎君	古賀雷四郎君	河本嘉久蔵君
栗林 卓司君	木島 則夫君	小林 国司君	中山 太郎君
田代富士男君	黒柳 明君	林 道君	世耕 政隆君
原田 立君	矢追 秀彦君	坂元 親男君	寺下 岩蔵君
岩崎 純三君	伊江 朝雄君	吉田 実君	斎藤 十朗君
和田 春生君	三治 重信君	糸山英太郎君	中西 一郎君
上林繁次郎君	阿部 憲一君	佐々木 満君	戸塚 進也君
三木 忠雄君	峯山 昭範君	後藤 正夫君	堀内 俊夫君
柳澤 鍊造君	柄谷 道一君	浅野 弘君	長谷川 信君
内田 善利君	堀出 啓典君	北 修二君	下条進一郎君
井上 計君	中野 明君	金丸 三郎君	亀長 友義君
桑名 義治君	相沢 武彦君	田代由紀男君	遠藤 政夫君
渡部 通子君	藤原 房雄君	青島 幸男君	秦 豊君
和泉 照雄君	矢原 秀男君	前島英三郎君	市川 房枝君
太田 淳夫君	馬場 富君	下村 泰君	江田 五月君
上原 正吉君	大石 武一君		

丸茂 重貞君	大鷹 淑子君	藤田 正明君	楠 正俊君	舊ヶ久保重光君	山崎 昇君	藤田 進君	河田 賢治君
平井 卓志君	井上 吉夫君	玉置 和郎君	佐藤 信二君	浜本 万三君	瀬谷 英行君	宮本 顯治君	上田耕一郎君
上條 勝久君	初村滝一郎君	藤川 一秋君	柿沢 弘治君	坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君		
山本 富雄君	三善 信二君	円山 雅也君	降矢 敬義君	下田 京子君	佐藤 昭夫君		
真鍋 賢二君	増岡 康治君	藤井 裕久君	福島 茂夫君	大森 昭君	松前 達郎君	内閣総理大臣	福田 赳夫君
堀江 正夫君	降矢 敬雄君	有田 一寿君	森田 重郎君	森田 篤君	山中 郁子君	法務大臣	瀬戸山三男君
田原 武雄君	鈴木 正一君	野末 陳平君	成相 善十君	安武 洋子君	内藤 功君	外務大臣	園田 直君
高橋 圭三君	高平 公友君	野呂田芳成君	林 寛子君	安恒 良一君	吉田 正雄君	大蔵大臣	村山 達雄君
竹内 潔君	中村 啓一君	高杉 勉忠君	勝又 武一君	大木 正吾君	丸谷 金保君	文部大臣	砂田 重民君
遠藤 要君	亀井 久興君	鳩山威一郎君	秦野 章君	沓脱タケ子君	小巻 敏雄君	厚生大臣	小沢 辰男君
坂野 重信君	森下 泰君	夏目 忠雄君	永野 巖雄君	福岡 知之君	森下 昭司君	農林大臣	中川 一郎君
望月 邦夫君	最上 進君	広田 幸一君	矢田部 理君	青木 薪次君	野田 哲君	通商産業大臣	河本 敏夫君
福岡日出麿君	宮田 輝君	案納 勝君	志苦 裕君	對馬 孝且君	粕谷 照美君	運輸大臣	福永 健司君
安田 隆明君	細川 護熙君	山東 昭子君	斎藤栄三郎君	小笠原貞子君	神谷信之助君	郵政大臣	服部 安司君
安孫子藤吉君	青井 政美君	高橋 蒼富君	中村 太郎君	片岡 勝治君	和田 静夫君	労働大臣	藤井 勝志君
石破 二郎君	大島 友治君	片山 甚市君	目黒今朝次郎君	立木 洋君	橋本 敏君	建設大臣	櫻内 義雄君
阿田 広君	植木 光教君	赤桐 操君	小山 一平君	久保 亘君	小野 明君	自治大臣	加藤 武徳君
園田 清充君	嶋崎 均君	石本 茂君	久次米健太郎君	川村 清二君	田中寿美子君	国家公安委員長	
稻嶺 一郎君	山崎 竜男君	菅野 儀作君	山内 一郎君	野口 忠夫君	栗原 俊夫君	(北海道開発庁長官)	
増田 盛君	鈴木 省吾君	安永 英雄君	竹田 四郎君	市川 正一君	渡辺 武君	国務大臣	安倍晋太郎君
徳永 正利君	江藤 智君	村田 秀三君	大塚 喬君	秋山 長造君	小谷 守君	(内閣官房長官)	
大谷藤之助君	町村 金五君	熊谷太三郎君	加藤 武徳君	吉田忠三郎君	戸叶 武君	国務大臣	
岩動 道行君	西村 尚治君	内藤馨三郎君	河野 謙三君	小柳 勇君	阿具根 登君	(総理府総務長官)	稻村佐近四郎君
						(中絶開発庁長官)	

国務大臣
行政管理局長
荒松清十郎君

国務大臣
防衛庁長官
金丸 信君

国務大臣
経済企画庁長
宮澤 喜一君

国務大臣
科学技術庁長
熊谷太三郎君

国務大臣
環境庁長官
山田 久就君

国務大臣
国土庁長官
櫻内 義雄君

議長の報告事項

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

藤田 正明君 原 文兵衛君

外務委員

辞任 補欠

原 文兵衛君 鳩山威一郎君

大蔵委員

辞任 補欠

鳩山威一郎君 藤田 正明君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

社会労働委員会

理事 片山 基市君（浜本万三君の補欠）

予算委員会

理事 竹田 四郎君（山崎昇君の補欠）

理事 吉田忠三郎君（小柳勇君の補欠）

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を商工委員会に付託した。

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 一九七八年伊豆大島近海の地震による被害の実情を調査し、もって災害対策樹立に関する調査に資する。

一、派遣委員

村田 秀三 坂元 親男

青木 薪次 太田 淳夫

小巻 敏雄 戸塚 進也

木島 則夫

一、派遣地 静岡県

一、期間 一月二十七日及び二十八日の二日間

一、費用 概算二五七、三〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和五十三年一月二十五日

災害対策特別委員長 村田 秀三

参議院議長 安井 謙殿

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員前田佳都男君逝去による補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員及び衆議院事務総長に通知した。

同日議長は、社会保障制度審議会委員本院議員岩上妙子君が昭和五十二年十二月二十一日議員を辞職したので同審議会委員の補欠として左記の者を推薦する旨内閣に通知した。

記

源田 実君

記

参議院議員 石本 茂君

去る二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

井上 計君 藤井 恒男君

商工委員

辞任 補欠

藤井 恒男君 井上 計君

予算委員

辞任 補欠

内藤 功君 安武 洋子君

決算委員

辞任 補欠

安武 洋子君 内藤 功君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和五十二年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案 地方行政委員会に付託

昭和五十二年度一般会計補正予算（第2号）

昭和五十二年度特別会計補正予算（特第2号）

昭和五十二年度政府関係機関補正予算（機第2号）

予

予算委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを

商工委員会に付託した。

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

昭和五十二年一月三十一日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

た。

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

環境庁設置法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員始関伊平君辞職につきその補欠として稲葉修君を選任した旨の通知書を受領した。

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

園田 清充君 山本 富雄君

衛藤征士郎君 戸塚 進也君

熊谷 弘君 真鍋 賢二君

法務委員

辞任 補欠

山本 富雄君 園田 清充君

衛藤征士郎君 戸塚 進也君

熊谷 弘君 真鍋 賢二君

法務委員

辞任 補欠

山本 富雄君 園田 清充君

衛藤征士郎君 戸塚 進也君

熊谷 弘君 真鍋 賢二君

大蔵委員

辞任 補欠

戸塚 進也君 衛藤征士郎君

社会労働委員

辞任 補欠

真鍋 賢二君 熊谷 弘君

予算委員

辞任 補欠

熊谷 弘君 山本 富雄君

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員始関伊平君辞職につきその補欠として稲葉修君を選任した旨の通知書を受領した。

上田耕一郎君 山中 郁子君

井上 計君 三治 重信君

決算委員

辞任 補欠

三治 重信君 井上 計君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

勝又 武一君 松本 英二君

木島 則夫君 柄谷 道一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 志苦 裕君 (野口忠夫君の補欠)

予算委員会

理事 渡辺 武君 (内藤功君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十二年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案可決報告書

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案可決報告書

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣審議官 伊豫田敏雄君

内閣総理大臣官房総務審議官 大濱 忠志君

総理府人事局次長 篠田 信義君

警察庁刑事局保安部長 森永正比古君

行政管理庁長官官房審議官 加地 夏雄君

北海道開発庁計画監理官 大西 昭一君

防衛庁長官官房防衛審議官 上野 隆史君

経済企画庁調整局審議官 澤野 潤君

経済企画庁物価局審議官 水田 治雄君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

科学技術庁原子力安全局次長 佐藤 兼二君

環境庁長官官房審議官 石渡 廣雄君

環境庁企画調整局環境保健部長 山本 宜正君

国土庁長官官房審議官 四柳 修君

法務大臣官房司 批杷田泰助君

外務大臣官房審議官 内藤 武君

外務省アジア局次長 三宅 和助君

外務省経済局次長 溝口 道郎君

外務省条約局外務参事官 村田 良平君

大蔵大臣官房審議官 加藤 隆司君

同 米里 恕君

同 福田 幸弘君

同 海原 公輝君

同 渡辺 喜一君

大蔵省理財局次長 副島 有年君

同 川崎 昭典君

大蔵省国際金融局次長 宮崎 知雄君

厚生大臣官房審議官 吉村 仁君

厚生省環境衛生局水道環境部長 国川 建二君

農林大臣官房技術審議官 川田 則雄君

同

同

農林大臣官房審議官	角道 謙一君	同	福島 深君
同	渡邊 文雄君	自治省行政局公務員部長	塩田 章君
農林省構造改善局次長	岡部 三郎君	自治省行政局選挙部長	佐藤 順一君
通商産業大臣官房審議官	島田 春樹君	同日内閣総理大臣から議長宛、内閣審議官伊豫田	
同	山口 和男君	敏雄君外五十四名(同日議長承認)を第八十四回国	
同	松村 克之君	会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	
通商産業省通商政策局次長	花岡 宗助君	本日委員長から次の報告書が提出された。	
資源エネルギー庁 長官官房審議官	武田 康君	昭和五十二年一度一般会計補正予算(第2号)、昭	
運輸大臣官房審議官	真島 健君	和五十二年一度特別会計補正予算(特第2号)及び	
運輸省鉄道監督 局国有鉄道部長	山地 進君	昭和五十二年一度政府関係機関補正予算(機第2	
運輸省鉄道監督 局民営鉄道部長	妹尾 弘人君	号)可決報告書	
運輸省自動車局業務部長	梶原 清君		
運輸省自動車局整備部長	大丸 令門君		
運輸省航空局次長	松本 操君		
労働大臣官房審議官	関 英夫君		
同	谷口 隆志君		
労働省労働基準 局安全衛生部長	野原 石松君		
労働省職業安定 局失業対策部長	細見 元君		
建設省住宅局参事官	丸山 良仁君		
自治大臣官房審議官	石原 信雄君		
同	砂子田 隆君		

昭和五十三年一月三十一日 参議院會議録第六号

一四二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

所 行 發

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大付)
〒107